

開成山地区スポーツアンドパーク整備事業推進チーム設置要綱

令和4年3月31日制定

令和4年11月1日一部改正

[文化スポーツ部スポーツ振興課]

(設置)

第1条 開成山地区体育施設及び開成山公園等のPFI等の手法による施設等の整備を行う事業（以下「整備事業」という。）を推進していくに当たり、連携した対応及び円滑な事業の推進を図るとともに、整備事業を推進するための課題、情報の共有等を図ることを目的として、開成山地区スポーツアンドパーク整備事業推進チーム（以下「推進チーム」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開成山地区体育施設 郡山総合体育館、開成山陸上競技場、開成山陸上競技場補助競技場、開成山野球場及び開成山弓道場をいう。
- (2) 開成山公園等 開成山公園、開成二丁目公園、水・緑公園及び開拓公園をいう。
- (3) PFI等 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、施設、公園等の公共施設を管理又は運営することをいう。

(所掌事務)

第3条 推進チームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 整備事業に係る課題及びリスクの調査、共有、対策等に関すること。
- (2) 開成山公園等内における駐車場の整備方針等に関すること。
- (3) 関係部署及び関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、整備事業の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織等)

第4条 推進チームは、推進チームリーダー、推進チームサブリーダー、推進チームマネージャーその他の構成員をもって組織する。

- 2 推進チームリーダーは、郡山市副市長の事務分担等に関する規則（平成27年郡山市規則第29号）第2条に規定する文化スポーツ部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。
- 3 推進チームサブリーダーは、前項に規定する以外の副市長をもって充てる。
- 4 推進チームマネージャー及びその他の構成員は、別表第1に定める課に所属する職員をもって充てる。
- 5 前項の規定による者のほか、推進チームリーダーは、整備事業の進捗状況等に応じ、別表第2に定めるいずれかの課等に所属する職員を、推進チームの構成員として加えることができる。
- 6 推進チームリーダーは、推進チームを代表し、その事務を総括する。
- 7 推進チームサブリーダーは、推進チームリーダーを補佐する。
- 8 推進チームマネージャーは、推進チームリーダーを補佐し、推進チーム構成員間の連絡調整等を行う。

(推進チーム会議)

第5条 推進チームの会議は、必要に応じ、推進チームリーダーが招集し、推進チームマネージャーが議長となる。

- 2 推進チームリーダーは、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進チームの庶務は、文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進チームの運営に関し必要な事項は、推進チームリーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・推進チームマネージャー
文化スポーツ部長及び都市構想部長・構成員が所属する課
文化スポーツ部スポーツ振興課、建設部道路建設課、道路維持課、建築課、都市構想部公園緑地課 |
|---|

別表第2 (第4条関係)

総務部総務法務課、行政マネジメント課、財務部財政課、契約検査課、こども部こども家庭未来課その他の整備事業の推進に必要な課等
